

# 那須塩原市集合住宅駐車場設置指導要綱

## (目的)

第1条 この告示は、市内における集合住宅の建築に関する駐車場の設置に関する行政指導の基準を定め、駐車場の整備を促進することにより、道路交通の円滑化を図り、良好な地域環境の形成に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 共同住宅、長屋及び寄宿舎をいう。
- (2) 建築主等 建築主、工事請負業者及び建築工事の監理者をいう。
- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。
- (4) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

## (適用範囲)

第3条 この告示は、10戸（室）以上の集合住宅の建築について適用する。

## (協議及び設置)

第4条 集合住宅の建築をしようとする建築主等は、あらかじめ、駐車場の設置計画について市長と協議の上、駐車場を設置するものとする。ただし、集合住宅の建築について那須塩原市土地開発指導要綱（平成20年那須塩原市告示第88号）第4条の規定により協議する場合は、この限りでない。

## (駐車場設置基準)

第5条 集合住宅の敷地内には、原則として1戸（室）につき1台以上の駐車場を設置するものとする。

## (協議の手続)

第6条 第4条に規定する協議をしようとする建築主等は、集合住宅の建築行為に着手する日の30日前までに、集合住宅駐車場設置計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図及び案内図

- (2) 公図の写し
- (3) 土地利用計画図
- (4) 各階平面図
- (5) 立面図（2面以上）
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 計画書の提出部数は、正本1部とする。

3 市長は、計画書による駐車場が、前条に規定する基準に適合していないと認める場合には、事業者に当該基準に適合するために必要な措置を求めるものとし、適合していると認める場合には協議を終了する。

（標識の設置）

第7条 建築主等は、第4条に規定する協議の終了した日から工事完了の日まで集合住宅駐車場設置公開標識（様式第2号）を集合住宅の敷地において、公衆が見やすい場所に設置するものとする。

（建築主等の責務）

第8条 建築主等は、駐車場の設置を計画するに当たっては地域環境に及ぼす影響に十分配慮するものとする。この場合において、近隣住民との紛争が生じたときは、誠意をもって解決に努めるものとする。

（近隣住民への説明）

第9条 建築主等は、近隣住民から駐車場の設置計画について説明を求められたときは、その説明を行うものとする。

（実効性の確保）

第10条 市長は、この告示に協力しない建築主等に次の措置を講じることができるものとする。

- (1) この告示の規定に違反した者の公表
- (2) 関係機関等に対し、この告示の実効性を確保するために必要な措置についての協力依頼
- (3) その他市長が必要と認めた措置

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前までに、那須塩原市集合住宅建築指導要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号(第 6 条関係)

## 集合住宅駐車場設置計画書

年 月 日

那須塩原市長 様

(建築主)

住 所

氏 名

印

那須塩原市集合住宅駐車場設置指導要綱第 6 条の規定により計画書を提出します。

敷地の地名地番	那須塩原市	
敷地面積		
建築面積		
延べ床面積		
住戸(室)数		
駐車台数		
建築工事請負業者	住 所	
	氏 名	
受 付 欄	備 考	

